

マレーシア：1950 年契約法第 28 条の改正提案

概要

2026 年 6 月、「契約法見直し・改革委員会」（Committee for the Review and Reform of Contract Law）は、マレーシア契約法の見直し及び改革に関する最終報告書（以下「報告書」という）を公表し、マレーシアの契約法制度に対する広範な改正案を提言した。その中でも特に注目される提言の 1 つが、1950 年契約法（以下「MCA」という）第 28 条の改正案である。同改正案は、現行法の下で採用されている取引制限に関する包括的な禁止規制を廃止し、多くのコモン・ロー法域で採用されている考え方と同様に、「合理性基準（reasonableness test）」に基づく枠組みへ移行することを内容としている。

目次

改正案の概要

現行法の取扱い

改正案の概要

企業への影響

まとめ及び今後の対応

改正案の概要

現行法の取扱い

マレーシア法上、MCA 第 28 条により、ある者が適法な職業、取引又は事業を営むことを制限する合意は、その限度において無効とされる。第 28 条は、取引制限条項に対する包括的な禁止規定として機能しており、以下の 3 つの例外のみが認められている。

- 営業権（goodwill）の譲渡に伴う場合
- パートナーシップの解消に伴う場合
- パートナーシップの継続に関する場合

実務上、ジョイントベンチャー契約終了後にジョイントベンチャーの相手方が競合事業を行うことを制限する株主間契約上の条項は、通常、上記法定例外に該当しないため、MCA 第 28 条に基づき無効かつ執行不能となる。一方、株式譲渡契約におけるクロージング後の競業避止条項の取扱いについては、必ずしも明確ではない。マレーシアには、そのような条項が MCA 第 28 条により無効となるのか、それとも営業権の譲渡に付随する制限として有効性が認められるのか（すなわち、株式譲渡に伴い対象事業の営業権が間接的に承継されることを理由とするものか）を明確に示した判例は存在しない。

また、多くのコモン・ロー法域における取扱いとは対照的に、マレーシアの裁判所は取引制限条項に対して「合理性の法理（doctrine of reasonableness）」を適用しない。そのため、制限の対象範囲、期間又は地理的範囲が合理的であるという理由だけで当該制限が有効と認められることはない。むしろ、決定的な判断基準となるのは、当該条項が MCA 第 28 条に定める 3 つの法定例外のいずれかに該当するか否かである。

改正案の概要

報告書は、マレーシア契約法を他のコモン・ロー法域の取扱いにより近づけるため、現行の包括的な禁止規制を、「合理性の法理（doctrine of reasonableness）」に基づく判断枠組みへ置き換えることを提言している。この提案の下では、ある者が適法な職業、取引又は事業を営むことを制限する合意は、当該制限が合理的である場合を除き無効とされる。具体的には、以下の要件を満たす必要がある。

- 制限期間、地理的範囲及び制限対象となる活動の内容に照らして合理的であること
- 当事者の正当な利益を保護するために必要であること

改正後の MCA では、上記の包括的合理性基準を満たすことを前提として、取引制限条項が有効と認められ得る例示的な類型が示される予定である。

a. **営業権（Goodwill）の譲渡**

事業の営業権を譲渡する者が、合理的な条件の下で、一定の地理的範囲内において同種の事業を営まないことに合意する場合。

b. **パートナーシップの解消**

パートナーが、パートナーシップの解消時又は解消を予定して、合理的な条件の下で一定の地理的範囲内においてパートナーシップと同種の事業を営まないことに合意する場合。

c. **事業上、商業上又は取引上の契約**

商業契約、取引契約又は事業契約の当事者が、財産的利益（**proprietary interests**）の保護又は公正な競争の促進を目的として、合理的かつ均衡の取れた取引制限条項を設ける場合。

d. **雇用契約**

競業禁止条項が雇用期間中に適用され、使用者の正当な利益を保護するために合理的に必要であり、かつ従業員の就労又は職業遂行の権利を不合理に制限しない場合。

e. **機密情報及び営業秘密**

契約が機密情報又は営業秘密の開示を禁止するものであり、その内容が合理的で、かつ財産的情報又は機密性の高い情報の保護に限定される場合。

裁判所は、取引制限の合理性を判断するに当たり、職業、取引又は事業の性質、当事者の利益及び公共の利益を含む一切の関連事情を考慮する。

報告書は、取引制限に関する現行の絶対的な禁止規制について、本来は個人の生計手段を不当に制限することを防ぐ目的で導入されたものであるものの、営業権（**goodwill**）、営業秘密、財産的利益（**proprietary interests**）及び事業投資といった正当な事業上の利益を保護するために一定の制限が求められる現代の商取引の実態を、もはや十分に反映していないと指摘している。

企業への影響

本改正案が成立した場合、マレーシアにおける取引制限規制は大きく変化することになる。改正案は、正当な商業上の利益の保護を強化し、マレーシア法を国際的な実務により近づけるものと期待されている一方で、提案されている枠組みの一部については依然として不明確な点が残されており、今後、立法又は司法による更なる明確化が求められる可能性がある。

- **買収者保護の強化**

株式取得を伴う M&A の場面において、改正案は買収者に対し、買収対象事業の価値に対する強い保護を与えることになる。

買収者は通常、対象会社の営業権（**goodwill**）、顧客基盤、ノウハウ、人材及び市場における地位といった無形資産を含めた事業価値に対して、相応のプレミアムを支払う。しかし、現行法の下では、売主が事業譲渡や株式売却の対価を受領した後であっても、同一市場に再参入し、買収された事業と競合することが可能である。

改正案により、合理的なクロージング後の競業禁止条項（**Restraint of Trade**）が執行可能になれば、買収者は取得した事業の営業権や事業価値をより確実に保護できるようになり、売主の競業行為によって買収後の事業価値が毀損されるリスクの低減が期待される。

- **長期的な戦略的パートナーシップの促進**

改正案は、ジョイントベンチャーにおいて多額の資本、技術、専門知識、知的財産、及び事業機会を提供したパートナーにも利益をもたらす。

現行法の下では、ジョイントベンチャーからの離脱後や事業提携の終了後に競合行為を禁止する条項は一般的に執行不能である。

改正によって、合理的な範囲の競業禁止条項の執行が認められれば、ジョイントベンチャーパートナーは、自らの投資によって形成された営業上の価値や独自のノウハウ、事業機会をより適切に保護できるようになる。

また、企業にとっては、ジョイントベンチャーへの投資が十分に保護されるとの見通しが高まることで、投資判断の予見可能性が向上し、企業間の協業、知見の共有、さらには長期的な戦略的パートナーシップの構築を後押しすることが期待される。

- **雇用終了後の競業禁止義務に関する不透明感**

報告書は、雇用期間中の競業禁止義務（Non-Compete Obligation）については有効性を認めている。しかし、雇用関係終了後の競業禁止義務については明確な方向性が示されていない。これは、商取引における競業制限の規制緩和が検討される一方で、個人が生計を立てる機会を不当に制限しないという従来の政策を維持する意図を示している可能性がある。

この点は、特に M&A 取引において重要な問題となり得る。例えば、アーンアウト条項を伴う案件や創業者の継続関与を前提とする案件、あるいはキーパーソン保護が重視される取引では、売主が買収後も従業員、取締役又はコンサルタントとして対象会社に関与し続けることが少なくない。そのようなケースでは、取得した事業価値を守るため、退職後の競業禁止義務が設定されることが一般的である。

もっとも、こうした義務が今後どのように評価されるのかは依然として不透明である。すなわち、雇用契約に付随する制限として従来どおり厳格に判断されるのか、あるいは「事業・商業上の契約（Business, Trade or Commercial Agreements）」における競業制限として、改正案で導入が検討されている合理性基準の下で評価されるのかは明らかでない。

今後、最終的な法案の内容や裁判所による解釈が示されるまでは、M&A 取引に関連する退職後の競業禁止義務の執行可能性について不確実性が残る見込みである。この点は、取得した営業権、顧客関係、独自ノウハウの保護を競業禁止義務に依存している買収者にとって、特に重要な検討事項になるであろう。

まとめ及び今後の対応

MCA 第 28 条の改正案は、マレーシアにおける競業禁止規制に関する過去数十年で最も重要な改革の 1 つとなる可能性がある。現行の包括的禁止から、制限の合理性に基づいて有効性を判断する枠組みへ移行することで、マレーシアの制度はシンガポールをはじめとする主要なコモン・ロー法域のアプローチに近づくことになる。もっとも、なお未解決の論点が残されており、改正が実現した場合に裁判所が合理性基準をどのように適用するかは、今後の動向を注視する必要がある。

法改正の実現にはなお立法手続が必要であるが、企業や投資家としては、既存契約に含まれる競業禁止条項その他の制限条項について見直しを進めるとともに、今後締結する契約については、改正案で想定される合理性基準を踏まえた条項を設計することを検討すべきである。

お問い合わせ



Stephanie Phua

パートナー

クアラルンプール

stephanie.phua@wongpartners.com



Loo Mynn Keng

シニア・アソシエイト

クアラルンプール

mynnkeng.loo@wongpartners.com



Nico Ho

アソシエイト

クアラルンプール

nico.ho@wongpartners.com

